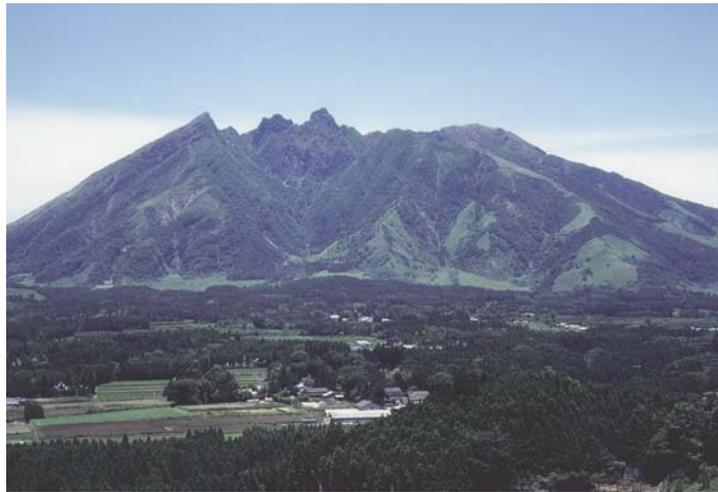


平成 24 年 第 3 回

高森町議会 7 月臨時会会議録

平成 24 年 7 月 30 日 開会



高 森 町 議 会

7月30日（月）

（第1日）

平成24年第3回高森町議会臨時会（第1号）

平成24年7月30日
午後2時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

3番 興 梶 壽一君

4番 芹 口 誓彰君

日程第2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
7月30日（月）	本会議	議案審議・採決

日程第3 議案第46号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

日程第4 議案第47号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 宇 藤 康 博 君

2 番 後 藤 三 治 君

3 番 興 梶 壽 一 君

4 番 芹 口 誓 彰 君

5 番 立 山 広 滋 君

6 番 森 田 勝 君

7 番 田 上 更 生 君

8 番 甲 斐 正 一 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長 草 村 大 成 君

教 育 長 佐 藤 増 夫 君

総 務 課 長 村 上 源 喜 君

政策推進課長 甲 斐 敏 文 君

健康推進課長	岩 下 公 治 君	住民福祉課長	古 澤 建 生 君
税 務 課 長	色 見 継 治 君	農林政策課長	佐 藤 武 文 君
建 設 課 長	廣 木 富 八 君	会 計 課 長	橋 本 和 則 君
教育委員会事務局長	後 藤 正 三 君	政策推進課審議員	服 部 信 一 郎 君
総務課長補佐	東 幸 祐 君	健康推進課長補佐	阿 部 恭 二 君
住民福祉課長補佐	佐 藤 幸 一 君	税務課長補佐	工 藤 英 二 君
農林政策課長補佐	後 藤 健 一 君	教育委員会事務局次長	沼 田 勝 之 君
監査事務局長	安 方 含 君	総務課財政係長	岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	松 本 満 夫 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） こんにちは。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 本日は臨時議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私共々たいへんお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今回の臨時会にお諮りいたしますのは、7月12日に発生しました大雨による被害に関するものでございます。今回の大雨が平成24年7月九州北部豪雨と命名されましたことはご承知のとおりだと思っております。また、既に平成24年7月14日に発表されておりますが、当高森町は災害救助法の適用を受けているところでございます。詳しい内容につきましては、議会後、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

さて、これまでの高森町では、小規模な避難勧告と申しますか、避難勧告、また体制、そして実際に少人数の避難をいただいた例が過去にはございますが、今回のように本格的な体制をとっての避難勧告を出して、この避難いただいた例ということは、過去ございませんでした。まずもって、時系列で申し上げますと、7月12日8時50分に高森町災害対策本部を設置し、9時に洗川、大村、中原地区、113世帯、332名の方に避難勧告を出したところであります。先ほども申し上げましたように、このようなことは当高森町始まって以来のことでございますので、執行部、私たちも含めまして、職員も気を引き締めて、現状も引き続き、この体制を維持しているわけでございます。

また、行方不明者の検索につきましては、7月12日から18日まで、延べ1,077名の体制で検索を行いましたが、発見に至らず、残念ながら安否が気遣われるところでございます。また、各団体により、現在も引き続き検索は行われていることも申し添えさせていただきます。地元の消防団、広域消防、警察、自衛隊、そして緊急消防援助隊、通称レスキュー隊の皆さまには厚くご協力をいただきましたことに関しましてお礼を申し上げるところでございます。

ただ、一方では家屋の被害や公共土木施設の災害、また河川被害、農地被害が多数出ていることはご承知のとおりでございます。このほか、地域における隣組などを通じての復旧活動など、改めて地域における人と人とのつながり、すなわち共助

の必要性の大切さを実感したところでございます。

私も災害発生時、午前中早い時間、そしてまた午後も特に災害が大規模であった上色見の大村、洗川、中原地区、前原には、すぐに視察にまいりまして、何度も徹底して見て回ったわけでございます。また、それと同時に、対策本部長として状況の把握、そしてそれに対する指示、また一方では上級機関、すなわち県や国への、組織への対策の要望などに追われたということもございまして、当日やその一日、両二日中に山東部のほうに、現地に入れなかったということに関しましては、たいへん申し訳ないなということも思いますが、今回の災害に関しましては、やはりこれまでなかった災害、そして非常に一局に集中しているということにありまして、これはやはりまずはそこを徹底して視察をして、そこにすぐにできることをやらなければいけないというふうに思ったことも付け加えさせていただいて、何卒地元の方にはご理解いただきたいというふうに思っております。

このほか、交付税の9月交付税分の前倒し交付も実施されていることが決定いたしております。熊本県災害対策本部が平成24年7月24日に廃止されたことに伴い、高森町災害対策本部は廃止し、これは制度上、明文化され、組織上、位置付けされたものではございませんが、今後の復旧に対する情報の共有と進捗を管理するため、私を本部長として、また各課局長が本部員となる高森町災害復旧対策本部を設置させていただきました。このことにより、先ほど当初に申し上げましたように、引き続きこの災害に対する体制をとっているというわけでございます。

なお、今後予想される大雨に対処するために、高森総合センターを避難所として、常時、常に受け入れる体制を維持しております。いずれにいたしましても、可能な限り復旧を急ぎ、一日も早い安全と安心の確保に全力を注ぐ決意でございますので、議会並びに住民の皆様方のご理解・ご支援をよろしくお願いを申し上げます。

本日は、補正予算2件につきましてご審議いただきますが、ご承認賜りますようお願い申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成24年第3回高森町議会臨時会を開会します。

なお、建設課審議員 岩田秋広君からは欠席届がっておりますので報告しておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、3番 興柁壽一君、4番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会は本日7月30日の1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第46号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第46号でご提案いたしました、平成24年度高森町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、九州北部豪雨災害により被害を受けました道路河川等の応急復旧に要する経費や、河川を堰き止めております立木の撤去費、がれきや汚泥などの産業廃棄物の撤去費、また避難所の設置に要する経費などでございまして、総額1億3,842万7,000円を増額し、予算の総額を39億3,204万4,000円とするものでございます。

それでは、まず6ページ、歳入予算の主なものをご説明いたしますが、先ほど冒頭のあいさつでも申し上げましたように、本高森町は既に災害救助法の適用を受けており、また今後、激甚災害の指定をお願いしている状況でございまして、現時点といたしましては確実に歳入として見込めるものについてのみ計上させていただいております。

第10款地方交付税につきましては、本年度分の普通交付税概算額が出ましたことから、4,433万1,000円を計上いたしております。

第14款国庫支出金につきましては、産業廃棄物の処分に伴う補助金を計上いたしました。

第15款県支出金につきましては、今回の災害により運転資金などの借入れを必

要とする農林漁業世帯が見込まれることから、県におきまして借入金返済の負担軽減を図ることを目的とした補助金について予算措置を予定していることから、利子補給補助金として計上したものでございます。

第18款繰入金につきましては、応急復旧や流木の撤去、また測量設計などのために必要とする財源として、財政調整基金からの繰入金を計上いたしております。

7ページの第20款諸収入につきましては、今回の災害を受けまして、各方面の方々から見舞金をいただいておりますことから、その受け入れ分として計上しております。

次に、8ページから歳出予算の主なものについて説明いたします。

まず、第3款の民生費につきましては、避難所の開設に伴い、必要とする経費を計上いたしております。なお、20節の扶助費におきまして、床上・床下浸水の被害を受けられたお宅に対する見舞金を計上いたしておりますが、内訳といたしましては床上浸水のお宅へ5万円、床下浸水のお宅へ3万円、また個人への支給とは別に、後片付けなどでご協力いただく駐在区に対しまして、1件当たり3万円を支給することとして計上したものでございます。

第4款衛生費につきましては、被災した家屋の消毒作業にかかる経費や、家庭等から出されました産業廃棄物や汚泥の処分委託料を計上いたしております。また、廃棄物などの排出先として利用しております上色見総合センターグラウンドの整地費用も合わせて計上いたしました。

9ページの第8款消防費につきましては、災害対策本部の設置に伴う必要経費を計上いたしております。

次に、第10款災害復旧費の、まず第1項公共土木施設災害復旧費といたしまして、道路、橋梁、河川などにおける土砂撤去などの応急復旧に要する経費と、本格復旧に向けた測量設計に要する経費、また河川を堰き止めております流木の撤去に要する経費を計上いたしております。

10ページの第2項農林水産業施設災害復旧費では、林道や農道などにおける土砂の撤去などの応急復旧に要する経費と、本格復旧に向けた測量設計に要する経費、また大字河原の当尾野地区と大字色見の山鳥地区におきましては、農業用水路が壊滅的な分断となり、復旧には相当な費用がかかる見込みであることから、地下水による農業用水確保の可能性をさぐるため、水脈探査業務委託料を計上いたしております。

11ページの第3項観光施設等災害復旧費につきましては、高森温泉館と鍋の平

キャンプ場における復旧経費を計上いたしております。

第4項総務施設等災害復旧費では、馬渡地区部落水道の復旧につきまして、経費の2分の1を負担することとして計上いたしております。

第5項児童福祉施設等災害復旧費では、色見保育園の冷蔵庫が停電後の通電時以降、作動不能になりましたことから、備品購入費を計上いたしております。

以上、今回提案しております九州北部豪雨災害に伴う補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 三森でございます。

一つお尋ねでございます。先ほど町長のほうからご説明がありました、行方不明者の件でございます。当総合センターが避難施設ということで指定してございまして、避難されておる方が翌日に災害に遭われたということで、たいへんお見舞い申し上げますとともに、大変な災害と申しますか、非常に苦しい立場ではなからうかと思えます。せっかく避難された方が、要するに一人で帰られたという、それについての拘束力はありませんけれども、どういう形で入られて、どういう形で出られるのか、そこらあたりの位置付け、行政としてチェックがどのような形でされておったのか、その点を少しお尋ねいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 9番議員さんのご質問にお答えいたします。

今、申されました、どういったチェック体制であったのかというご質問でございますが、まず災害対策本部を8時50分に設置しまして、9時に洗川、大村、中原地区に対して避難勧告を出したことは、先ほど町長から説明したとおりでございます。最初、体育館のほうということでもございましたけれども、温泉館の和室が空いているということで、向こうのほうに避難をしていただきました。ところが、停電になりまして、トイレも使えない、そういった状況でございましたので、急きよ、社会福祉協議会のバス等の応援をいただきまして、総合センターのほうに移動をしていただきました。その際、既に名簿等は出来上がっておりますので、順次受け付けておりましたところ、ご主人のほうから、実は妻がいないというお話がございましたので、すぐに当人を知っております職員に町中の商店なり、そのへんを捜索させましたが、見あたらないということで、捜索願を出ささせていただいて、その後

は自衛隊、警察その他で捜索活動を行ったということでございますが、その間、先ほども議員申されましたので、あえて申しますと、避難所には来ていただきまして、受付もしてございます。まだ混乱した状態でございましたので、出られる方に対してどのような措置をとっていたのかというのが、私も本部におりまして定かではございませんが、少なくともここから出てはいけませんよと指示はしていないという、それは別に収容施設でもございませんので、そのへんの出入りはある程度できたのかなと思っております。また、ご主人のほうにもしっかり家に帰るということで、ご主人も鍵を預けられてされたということもお聞きしておりますので、そのへん、町の管理といいますか、そのへんに不備があったというふうには、私自身は捉えておりませんが、これは今後周りのほうでですね、周りといいますか、検証してどうであったのかというのは、また見方が変わる分もあるかと思いますが、少なくとも現時点では町のほうとしましては、受付名簿等に関しましても整理しておりましたし、総合センターの玄関から一人一人出られるのを、どこへ行かれますかというような管理が必要であったのかなということは若干疑問と申しますか、ある程度、避難されていたら、その点はやむを得ないだろうというふうな考えをもっております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） ありがとうございます。

いかんせん、お年寄りということでございます。たいへん状況を私なりに考えてみますと、非常に行政としても、どこまでが避難指示なのか、そこらあたりも非常に辛い部分もあったらうかと思えます。しかしながら、起きた災難、これだけの大きい災害があった以上、結果的に申されるのは、せっかく避難所に来ておられる方が、その後、出られて行方不明になられたという、たいへん行政としては残念であったらうと、残念なことではないかと思うわけでございます。適確な避難指示も出してありますし、それに基づいて当事者も当然、避難所に来られたということで、立派な措置ができておったのも事実でございます。しかしながら、その方が行方不明になられたということ自体、非常に避難指示と、結局行方不明になられた、その因果関係、そこらあたりがですね、私どもといたしましても、議会といたしましても、行政側としても、非常に残念であったというふうに考えるわけでございます。今後、いつ何時こういう災害が起きるやも知れませんが、また現在、1人行方不明になったままということで、行方不明、亡くなっておるのか何なのか、今のところ現に掴めていない、行方不明者ということでございます。そういう中で、今後また

こういう避難指示等々も出てくる、災害等も起きるやも知れません。そのときの一つの戒めとして、そこらあたりのチェック体制、避難指示のあり方等をぜひとも検討していただきたいというふうに考えるわけでございます。これについて、町長のほうから一つお答えを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員さんのご質疑でありましたように、まず私といたしましては、現状でも安否を気づかうところでございます。その中で、先ほど総務課長がだいたいの流れは申し上げました。結論から申し上げますと、やはりその1分1秒を争う、その姿勢、体制づくりが必要ではないかということ強く私も感じたことは現実でございます。それを今後、このような災害がいつ起きるか分かりません。しっかりした形で対応させていきたいというふうに思います。

また、あえて説明不足ではございませんが、ちょっと分かりにくかった点がございまして、私のほうからご説明させていただきますが、高森温泉館に避難をしていただき、私本人が行きました。そして、その行くときに電気が停電になって、トイレがもう使えない、そして私が行った時点ではもう真っ暗で、ほぼ蒸し風呂ではございませんが、非常に暑い状態、すなわち扇風機も回りませんので、そういう状態でしたので、その場で判断をいたしまして、11時30分過ぎだったと思います。総合センターのほうに移動していただくということを、私がマイクを持って伝えました。中には避難された高齢者の方で、大変な方もいらっしゃったわけでございますので、社協のほうにすぐ応援態勢をお願いして、また総務課長に直接私がお電話もして、こちらの避難所の受入体制をしっかりつくっていただくということで、ピストンのような形で運んだわけでございます。こちらにお見えになられた時点では、もう既に総務課のほうで準備いたしておりまして、多分、住民福祉課か総務課だったと思いますが、お昼ご飯のほうを、もう準備しておりました。そして、そのお昼を食べられているときに、かなりもう天候のほうは実は回復というよりも、雨が降らずにですね、その時点でいろいろ外に出ていかれたりとかされている方が多々いらっしゃったのも、私も目撃いたしております。そういう中でそれからすぐに受付の設置、そして名簿のこの確認というのをさせたわけでございますが、その間の時間でご主人さんと一緒にいらっしゃったんですが、ご主人さんが鍵を渡されて、家に帰るということで帰られたわけでございます。今のがだいたいの流れではございますが、その中でもやはりこういう形になってしまえば、やはりもうちょっと手前でどうにかできなかったのかなという思いは、職員皆ある思いでございますので、

今後はしっかりした体制、そして対応を心がけていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

8ページですね、扶助費350万円、災害見舞金となっておりますが、先ほど町長のほうから簡単なお説明はございましたが、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、今回はマスコミ等では、本当、千年に一度ではないかとかいう、この感じで報道されているわけがございます。その中で今回、お見舞い金に関する、この要綱を改正させていただきました。まず、詳しいこの詳細の内容はですね、担当の課長からご説明させていただきますが、私といたしましては、私は政策集のほうに、やはりこの地域のあり方、それはすなわちやはり地域、皆さん自己決定ができる形づくり、自己決定するためには、やはりつながり、人と人のつながりが大事であるということで、この地域を核とした、この一つの形がやはりこの災害、本当に大変なときに形として出るものではないかということを強く思っておりました。ということで、課長に指示をいたしまして、今回この見舞金の金額、すなわち要綱を変えさせていただいたわけがございます。金額等の根拠につきましては、課長のほうからご説明させていただきます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） ただいまのご質問、見舞金の支給制度についてでございますが、この支給制度につきましては、平成2年からですね、火災見舞金制度というのが設置をされておまして、火災があったときの見舞金、これが中心でございました。そのほか床上浸水等の水害による見舞金の支給というのが現在まで行われてきております。

今回の豪雨災害を受けまして、他市町村の動向、それから現状確認をいたしまして、災害見舞金の支給要綱を新たに制定をいたしまして、災害によります死亡や負傷等に対する見舞金の新設、それから見舞金の額の見直し等を行いまして、被害に遭われた住民の方々の支援を行うというのがこの制度でございます。

目的といたしましては、現在の自然災害とですね、火災、それから風水害、地震及び火山爆発に関する災害が発生した場合、被害を受けられた町民、またはその遺族の方に支給するほか、駐在区に対しましても見舞金を支給して町民福祉の増進に

寄与することを目的というふうにいたしております。

今回の豪雨災害では、7月28日現在の調査で、上色見地区を中心にいたしまして、町内の8地区におきまして、家屋の半壊3世帯、それから床上浸水5世帯、それから床下浸水29世帯が被害を受けられております。合わせますと、37世帯が被害を受けられているということになります。

それで、見舞金の額につきましては、先ほど町長のほうからも説明の中にありましたように、半壊及び床上浸水につきましては、1戸当たり5万円、それから床下浸水につきましては、1戸当たり3万円と。また、各地区の住民の方々が中心になりまして、後片付けなどを支援をしていただいておりますけれども、そのような場合には駐在区に対しまして、1戸当たり3万円を支給するというふうになっております。

ちなみに、あとですね、今後のことですが、今現在では被害状況等の確認調査をまだ今やっている状況でございますので、被害件数等についてはまだ変動があるかも知れません。予測をされるところでございます。

今回の豪雨によりまして、町内の全域で地盤等がゆるんで、今後さらに土石流等の災害も心配されるところでありますので、予算といたしましては、その分も見込みまして計上をさせていただいたところでございます。

ちなみに、阿蘇管内のほうの支給の状況でございますが、南阿蘇村につきましては、全壊した場合というのが20万円、それから半壊が10万円と、それから床上・床下浸水についてはございません。それから、阿蘇市におきましては、全壊で5万円、半壊で3万円、床上浸水等は3万円と。それから、南小国町につきましては、全壊で10万円、それから半壊で5万円、その他は5万円というふうな状況になっております。そのほかそれぞれの各自治体等の状況を見ますと、ほとんどは全壊5万円、半壊3万円、床上浸水3万円というのがほとんどの状況になっております。

以上が今回の見舞金に対する予算の内容となっております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番 森田でございます。

たいへん災害に見舞われた方には心より災害お見舞い申し上げますところでございます。

8ページですね、衛生費、機械ダンプリース料の中で、恐らく個々の個人の方に貸されるような計画もあるんじゃないかと思っておりますが、この中の説明を少

しちょっと、金額的には少ないけれどですね、ちょっと私も感じたところがありますので、ちょっと説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） ご説明いたします。

今、森田議員さんのご質問の災害復旧費の中の衛生費関係の保健衛生に関するところと思われます。本件につきましては、まだ金額は精査中でございますところでもございますが、この内容ということでございますので、私のほうで災害対策本部の中の衛生対策部として、私のほうが動いておりましたので、私の知る限りのところでご説明いたします。

賃金に関しましては、こちらに書いております消毒、土木作業員賃金につきましては、上色見総合センターグラウンドの入口がかなり崩壊しております。その修繕費にかかる作業人夫賃でございます。

事業費につきましては、消耗品のほとんどは消毒作業のものでございます。それから、燃料費も同じく、ほとんどがそうでございます。委託料につきましては、産業廃棄物撤去委託料とありますのは、上色見総合グラウンドにあります分別が比較的済んでおります部分の産業廃棄物の撤去に関する協定が熊本県産業廃棄物協会と締結されております。そのことから業者の選定とか、そちらのほうはまだ今現在進行中でございます、その分が1,000万円。それから、汚泥処分委託料、これにつきましては上色見の四季見豆腐さんの横をお借りして、今現在、汚泥を積んでおりますが、その関係でございます。それから、使用料及び賃借料につきましては、先ほど森田議員おっしゃった総合グラウンドが内部が荒れております。その砂利、それから土間コン、そういったものを考えておるところでございます。失礼しました。それは16番の原材料でございますが、それにかかる機械リース料、ダンプ借り上げ、そういったものを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま課長のほうから説明がありましたが、私がですね、何でこれを質問したかという、機械、ダンプなどを借り上げて、例えば個人の方に貸し出すというような、ちょっと話も耳にしまして、そういうことがないようにですね、ないようにというといかんばってんですね、もしも貸した場合に、個々で事故とかそういうものに自分で遭われたときがですね、また役場としてもたいへん困るわけでございますので。

それから、皆さんご存じのように、建設業の方もたいへん少のうございます。中には免許を持ってなくて重機とか、今言ったようにですね、ショベルなんかを扱って、もしも事故をされたときの場合を考えて、私はちょっと質問したわけでございますので、そういう方面についてはですね、よろしく願いしておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 再度、森田議員さんのお気持ち、よく分かっております。それで、これからの復旧につきましてはですね、まだ今現在、上色見総合グラウンドの中にあります廃棄物、それから先ほど申しました汚泥につきましては、まだ調整を行っております。それが終わってからのですね、いろいろな調整ということで、当然、そこには私たち役場の業務として進めますので、そういうご心配はよく分かりますし、そういうことがないようにいたしたいと思えます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほかございませぬか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口です。

10ページの農林水産業施設災害復旧費の農災測量設計委託についてお伺いをしたいと思います。この農災につきましては、町内各地、一応調査をされまして、把握された25件の件数だろうというふうに思っておりますけれども、できればこの25件、施設ごとの件数をお伺いしたいというふうに思っております。また、この25件は確定した件数なのかどうか、2点、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

農地関係の災害復旧の25件の予算については、まだ確定した予算ではございません。まだ現在調査段階の部分もありますので、確定しておりません。

内訳ということで、1件1件ちょっと言っていていいですか、23件。牧野道が上色見地区、牧野が埋没しております。農道については祭場の農道が崩壊しております。水路、河原当尾野の水路が崩壊しております。違います、農道です。河原塩井ノ平、これについては路肩が決壊しております。高森の津留地区で田んぼの溪畔の決壊、河原市野尾の農道で3カ所崩壊しております。菅山の田で溪畔が決壊しています。同じく菅山が2カ所、あと3カ所で路肩、溪畔等の決壊が見られております。上色見地区で農道関係が3、4カ所、路肩決壊、矢津田で田の溪畔決壊、上色見の洗川

で農道の路肩決壊、河原の畑で土砂埋没、上色見の前原で土砂埋没、同じく上色見洗川で土砂埋没、河原の味鳥で用水路の決壊、下切の農道、路肩決壊、洗川の排水路が決壊しております。色見の山鳥地区の取水関係の決壊が300メートル程度決壊しております。それと、洗川の土砂埋没が0.2ヘクタールの土砂埋没をしております。事業費として8月、9月の査定を受けますが、約5,200万円となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第47号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第47号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第47号でご提案いたしました平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に899万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億431万1,000円とするものであり、7月12日発生九州北部豪雨に伴う災害復旧費を計上したものであります。

町が管理する水道施設につきましては、尾下地区飲料水供給施設の取水施設が土

砂等で埋没する被害や、本管の洗掘等が数カ所見られる程度で、災害復旧事業の適用を受けるほどの大きな被害はございませんでした。

歳入について、ご説明申し上げます。6ページをお開きください。

第5款繰越金については、繰越額が確定いたしておりますので、当初予算との見込額の差899万4,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。7ページをお開きください。

第3款災害復旧費につきましては、先ほども申し上げましたが、災害時に緊急的に対応した経費及び今後の災害復旧にかかる予算といたしまして、賃金、需用費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費として、280万円を計上いたしました。

第4款予備費につきましては、災害復旧費に充当した残額619万4,000円を計上いたしました。

以上、今回提案いたしました内容について、概略ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午後2時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成24年第3回臨時会

平成24年7月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967)62-1111